

政府開発援助大綱の見直しについて

現行の政府開発援助大綱

見直しの基本方針

1. 基本理念

- ・ 人道的見地、国際社会の相互依存関係、環境の保全、平和国家としての使命
- ・ 自助努力を基本とした、健全な経済発展の実現

- ・ 人道的見地等の「**普遍的価値**」とともに我が国にとっての**安全と繁栄等**を加えてODAの基本理念を明確化。

2. 原則

相手国の要請、経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断の上、実施。

- (1) 環境と開発の両立。
- (2) 軍事的用途等への使用回避。
- (3) 途上国の軍事支出、大量破壊兵器の開発・製造等の動向に十分注意。
- (4) 途上国における民主化の促進等に十分注意。

- ・ **政策協議**の強化等を通じ、相手国の総合的な援助需要に応えるべく「**要請主義**」のあり方を検討。
- ・ 現行原則の役割と機能を踏まえつつ、原則のあり方を検討。

3. 重点事項

地域

- ・ アジア（特に、「東アジア地域、ASEAN」）に重点。
- ・ 他地域にも国力に相応しい協力。

分野

- ・ 地球的規模問題への取組み
- ・ 基礎生活分野（BHN）
- ・ 人造り及び研究技術協力
- ・ インフラストラクチャー整備 等

- ・ **アジア地域は引き続き重点地域**。
- ・ その際、アジア地域内の発展状況、援助需要の変化及び経済連携強化等を考慮。

4. 効果的実施のための方策

-各援助形態の連携、女性・社会的弱者等への配慮等15項目。

5. 内外の理解と支持を得る方策

-情報公開、広報、開発教育

6. 実施体制等

-効果的・効率的な実施体制の確保等

現行の重点分野及び国際的開発課題の変化も考慮しつつ、次の諸点も踏まえて適切な規定を置く。

- ・ **平和構築分野（平和の定着及び国造り）**におけるODAの積極的な活用
- ・ 「**人間の安全保障**」の重視
- ・ **国連ミレニアム開発目標（貧困削減等）**に対する取組み 等

- ・ **戦略性、機動性、透明性、効率性の確保**。
- 外務省を調整の中核とし、関係府省の連携を強化など政策立案・実施体制の明確化
- 被援助国にとって真に必要な援助を見極めた**国別援助計画**に則った援助。さらに**被援助国との政策協議の強化**
- 限られた資金の効果的な活用のため**他の援助国・国際機関との連携強化**
- NGO、大学、地方公共団体、経済界等による**国民参加型援助**の推進
- より適正かつ効果的な実施のため**評価・監査**の強化
- 社会的配慮（ジェンダー等）、国内地域格差、貿易・投資との関係等への配慮
- 広報、情報公開、**開発教育**の充実 等